

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒273-8601 千葉県船橋市本町2-7-17		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 石井食品株式会社 代表取締役社長 石井智康 電話番号: 047-435-0141					
主たる業種	食料品製造業	細分類番号 0 9 1 2					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	<p>①環境関連の法律、条令及びその他の規則、協定などを遵守すると共に、必要に応じ自主基準を定め、環境保全に努めます。</p> <p>②持続可能な社会実現のため、商品の開発から消費後廃棄までの過程で、「省資源」「省エネルギー」「地球温暖化防止」「廃棄物の低減」に努めます。</p> <p>③環境影響を考慮し、環境目的、目標を定め、環境汚染に関する継続的改善、予防に努めると共に、定期的な見直しを図ります。</p> <p>④環境方針を全従業員及び当社のために働くすべての人に周知徹底し、環境保全意識の向上を図ると共に、協力会社に対しても理解と協力を求めます。</p> <p>⑤「環境方針」は社内外に公表します。</p>						
計画を推進するための体制	JISQ14001:2015(ISO14001:2015) JMAQA-E462 2004/1/22取得 2018/10/19登録改定						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,099.9 トン	3,021.1 トン	3,034.6 トン		-26.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,128.1 トン	3,021.1 トン	3,034.6 トン		-26.7 パーセント	
	実績に対する自己評価	計画時の生産量4830万食に対し、実績生産量は5140万食であるため、排出量は増えている					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/100,000)	7.77	5.88	5.85		-24.52 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	計画時の生産量10万食あたり6.00トンに対して、実績は5.88トンであり目標は達成できている					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	関西電力株式会社とのCO2フリー電力(再エネエコプラン)2年契約更新					
	令和6年度	生産性改善より1日55分の生産時間削減					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	なし					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	周囲に交通機関がなく通勤距離からも車通勤が不可欠である					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	関西電力株式会社とのCO2フリー電力契約(再エネエコプラン)2020年から継続契約						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。